

「破産手続開始等の通知書」に関するお問い合わせ先について

平成24年8月1日

債権者各位

破産者 株式会社クラヴィス
破産管財人 弁護士 小松 陽一郎

前略 平素は、破産者株式会社クラヴィスの破産手続にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年7月26日より発送が開始されました「破産手続開始等の通知書」（以下「本通知書」といいます。）に関し、皆様より数多くのお問い合わせを頂いておりますが、本通知書に関するお問い合わせにつきましては、下記コールセンターにおいて対応しておりますので、下記コールセンターまでお問い合わせを頂きますようお願い申し上げます。

なお、本通知書に関しまして、債権者説明会の会場である日本青年館及び大阪市中央公会堂に対してお問い合わせがなされることが少なくないようですが、日本青年館及び大阪市中央公会堂には、債権者説明会の会場をご提供頂くだけであり、これらの施設に対して本通知書の内容をお問い合わせされましても、対応頂くことは出来ません。

時間帯によりましては、コールセンターの電話が繋がりにくくなっている場合もあり、債権者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、時間をおいて下記コールセンターにお問い合わせいただきますよう、お願い申し上げます。

草々

記

破産者株式会社クラヴィス破産管財人室コールセンター

電話番号 06-6356-3386

FAX番号 06-6356-3423

受付時間 月～金（祝除く） 10:00～17:00

HPアドレス <http://www.clavis-kanzai.jp/>

メールアドレス information@clavis-kanzai.jp

以上